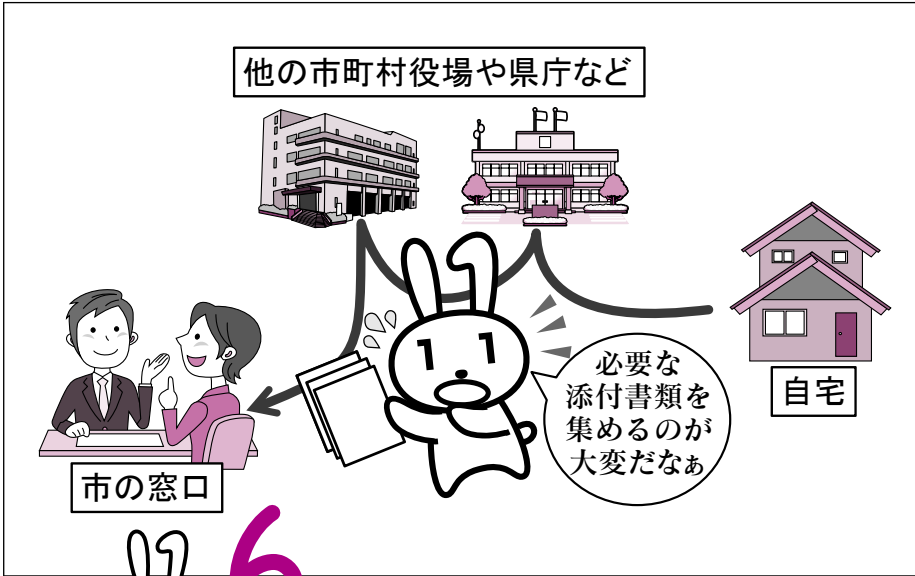


# マイナンバーを使う申請手続で一部の添付書類が不要になりました

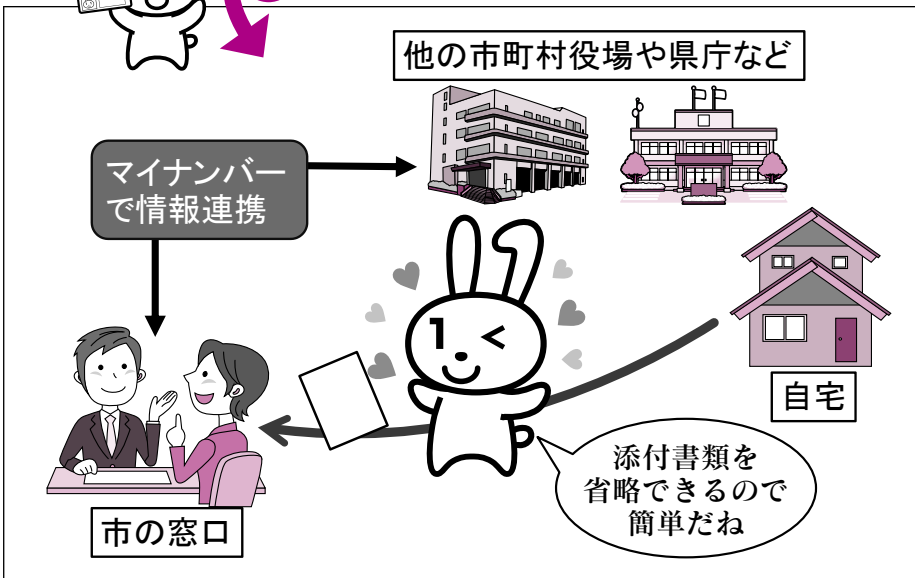


11月13日から、マイナンバーを使った情報連携が本格稼働しました。これにより、マイナンバーを使う手続で、これまで必要だった一部の添付書類が不要になりました。

これまでは…



これからは…



## ○マイナンバーカードを提示した場合

マイナンバーの確認	申請者本人の確認
<p>マイナンバーカード1枚でOK</p> <p>(裏面)</p>	<p>(表面)</p>

## ○マイナンバーカードを提示しない場合

マイナンバーの確認	申請者本人の確認
<p>通知カード または 住民票 (マイナンバー付き) 等</p>	<p>運転免許証 または パスポート 等</p>
<p>↑上記が困難な場合には、健康保険の被保険者証と年金手帳などの、2つ以上の書類の提示が必要になります。</p>	

※郵送での手続きや、代理人による手続きの場合は必要なものが異なることがあります。詳しくは各手続きの担当課までお問い合わせください。

手続きにはマイナンバーを確認できる書類が必要です

## 省略可能な書類の例

申請項目	省略可能な書類	窓口	申請項目	省略可能な書類	窓口	
保育園や幼稚園等の利用にあたっての認定の申請	生活保護受給証明書	こども課 ☎25-5206 FAX22-7168	特別児童扶養手当の支給の申請	住民票	障がい者福祉課 ☎27-7331 FAX27-7336	
	児童扶養手当証書			所得課税証明書		
	特別児童扶養手当証書		住民票			
児童手当の申請	所得課税証明書	社会福祉課 ☎25-5204 FAX22-7168	障害児通所支援・入所支援の申請	所得課税証明書		生活保護受給証明書
	所得課税証明書			生活保護受給証明書		
児童扶養手当の申請	住民票	社会福祉課 ☎25-5204 FAX22-7168	障害福祉サービスの申請	住民票		高齢者介護課 ☎25-5205 FAX27-7336
	所得課税証明書			所得課税証明書		
	特別児童扶養手当証書			生活保護受給証明書		
生活保護の申請	所得課税証明書	社会福祉課 ☎25-5204 FAX22-7168	介護保険料の減免申請	住民票	建築住宅課 ☎26-6869 FAX26-5967	
	雇用保険受給資格者証			所得課税証明書		
	児童扶養手当証書		生活保護受給証明書			
	特別児童扶養手当証書		住民票			
生活保護の申請	所得課税証明書	社会福祉課 ☎25-5204 FAX22-7168	市営住宅の入居の申請	所得課税証明書	建築住宅課 ☎26-6869 FAX26-5967	
	児童扶養手当証書			所得課税証明書		
	特別児童扶養手当証書			生活保護受給証明書		

このほかの手続きについては、各窓口にお問い合わせください。

### マイナンバーカードを申請するには

マイナンバーカードの取得は任意ですが、申請には、通知カード下部に付いている「個人番号カード交付申請書」が必要です。申請方法は、通知カードに同封されている「個人番号カード交付申請のご案内」をご覧ください。

交付申請書の氏名、住所等に変更がある場合や、なくした場合は、交付申請書を新しく発行しますのでご相談ください。

※通知カードは紙製で、住民の皆さんにマイナンバーをお知らせするためのものです。券面にはマイナンバーのほか、住民票に登録されている氏名、住所、生年月日、性別などが記載されています。通知カードを一度も受け取っていない方はご連絡ください。

※通知カードに同封されている**交付申請書送付用封筒（返信用封筒）**は、差出有効期間が平成29年10月4日になっている場合でも、平成31年5月31日まで、**切手を貼らずにそのまま使用することが出来ます**。なくした場合は、代わりの封筒を差し上げますので窓口にお越しください。

### 申請は早めがいい

市では、マイナンバーカードをなるべく早く交付できるように努めています。カード作成の都合上、申請から交付までの期間は、早くても1か月程度かかります。必要な方は、余裕をもって申請してください。

マイナンバーは、さまざまな手続きが必要となる大切な番号です。通知カードやマイナンバーカードをなくさないよう、十分ご注意ください。

**問市民課** ☎22-15348（カード）

**問情報政策課** ☎22-12204（制度全般）